

厚生労働省における リカレント教育の取組について

令和2年10月1日
厚生労働省

新しい働き方の定着 (Society5・0に対応した人材育成)

背景・課題

・様々な業種における人手不足

AIの実装により、同質の大量生産から、AIとデータ利用による個別生産へとビジネスが変化

・モノ売りからサービス・ソリューションへの転換

世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加

目指す社会



全ての国民が、AI・データを使いこなすことができ、また、AIに代替されない力を身に付ける。

- ・小学校から大学までを通して、数理・データサイエンス・AIに対応できる力等を育成
- ・子供の力を最大限引き出すため、先端技術を効果的に活用
- ・いつでも学び直しができ、知識・技能のアップデートが可能

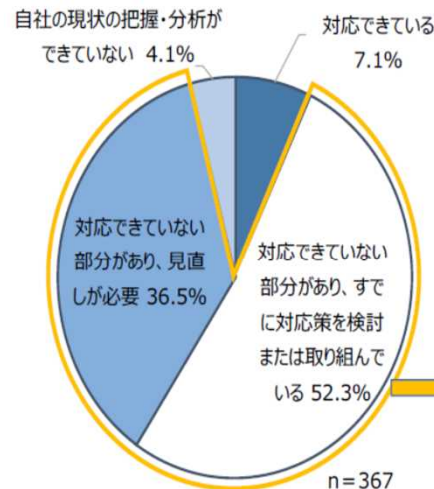
Society 5.0時代に活躍できる人材 = 技術革新に対応し、新たな価値を創出できる人材を育成

出所: 成長戦略ポータルサイトより抜粋

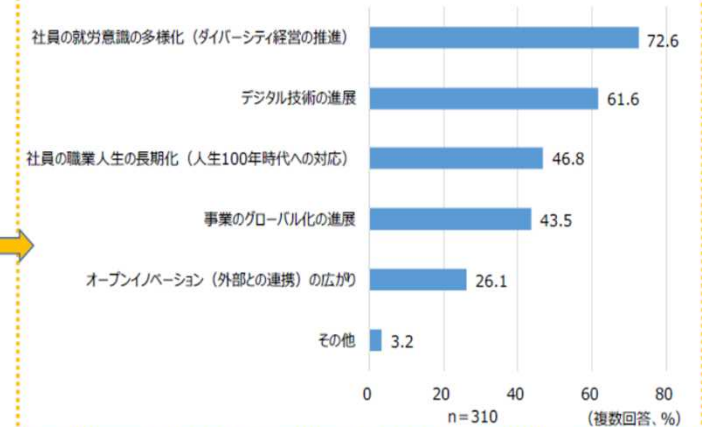
産業界における人材育成の現状

環境変化に自社の人材育成施策が「対応できていない部分がある」との回答が約9割(88.8%)に上っており、その要因としては、「デジタル技術の進展」や「社員の職業人生の長期化(人生100年時代への対応)」などが多い。

図表 1-1 人材育成施策の環境変化への対応状況



図表 1-2 対応が必要となっている要因



出所: 日本経済団体連合会「Society5.0時代を切り拓く人材の育成—企業と働き手の成長に向けて—」(2020)

厚生労働省におけるリカレント教育の推進等に関する取組

第4次産業革命が進む中、人生100年時代を見据え、誰もが、いくつになっても、ライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることのできる環境を整備し、一人ひとりの職業能力の開発・向上を支援する。

キャリアアップ プロセスのモデル

企業が求める能力
と自ら有する能力
を理解し、キャリア
プランを再設計

【施策①】 人生100年時代を見据えて人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行うことを支援

- ・ キャリア形成サポートセンターの整備などを通じ、中高年齢期をも展望に入れたキャリアコンサルティングを推進

【施策②】 リカレント教育機会の推進

- ◆ 事業主等による教育訓練への支援
 - ・ IT理解・活用力習得のための職業訓練の実施
 - ・ 企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の実施
 - ・ 雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合に、訓練経費等を助成
- ◆ 短時間労働者等への支援
 - ・ 雇用保険に加入できない短時間労働者やフリーランスなどの方々も受講でき、働きながらも受けやすい正社員就職のための短期間・短時間職業訓練を実施
- ◆ 教育訓練給付制度の実施
- ◆ 教育訓練の指導人材の育成

【施策③】 学び直しに資する環境の整備

- ◆ 個人の学び直しに資する環境の整備
 - ・ 事業主が教育訓練休暇制度を導入・適用した場合に助成
 - ・ 様々なニーズに対応した教育訓練プログラムを、関係機関と連携し積極的に開発
(例：企業の技術者向けの最新かつ高度な知識・技能の習得に資する教育訓練プログラム、時間の制約の多い社会人向けの教育訓練プログラム)

【施策④】 転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立

- ・ 転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立、転職・再就職者の受入れ促進の機運の醸成（「年齢にかかわらず転職・再就職者の受入れ促進のための指針」）

新たなステージへ

リカレント教育

自分に合った
キャリアを選択

セルフ・キャリアドックについて

○「セルフ・キャリアドック」＝企業が、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する取組み、また、そのための企業内の「仕組み」。
⇒ 職業生活の節目でのキャリアコンサルティングの実施

○ 従業員の主体的なキャリア形成の促進

社内／外の**キャリアコンサルタント**(※)によるキャリア研修及びキャリアコンサルティング

○実施形態の例

- ・キャリアの一定の段階ごとに定期的実施
- ・特定の条件(年齢、経験年数等)にある従業員を対象に実施

【若手(入社時等)】

- ・キャリアプラン作りの支援を通じた職場定着や仕事への意欲の向上
- ・目標に照らした今後の課題の抽出とその解決策の明確化、実行の動機付け 等



【中堅】

- ・ライフキャリアの後半戦に向けたモチベーションの維持、中長期的キャリアを見通して必要な能力開発に積極的に取り組む意識の向上
- ・職場メンバーのキャリア開発に対する理解 等



(※)キャリアコンサルティングを行う専門家。企業、ハローワーク・民間就職支援機関、大学等で活動。登録者数は約4.7万人(令和元年10月末現在)

【シニア層】

- ・これまでのキャリアの棚卸しと目標の再設定
- ・職務・責任の変化や新たな環境への適応などの課題抽出とその解決策の明確化、実行の動機付け 等



◆**従業員の課題への支援**

- ・キャリア目標の明確化
- ・仕事への意欲の向上
- ・計画的な能力開発
- ・満足度の向上 等



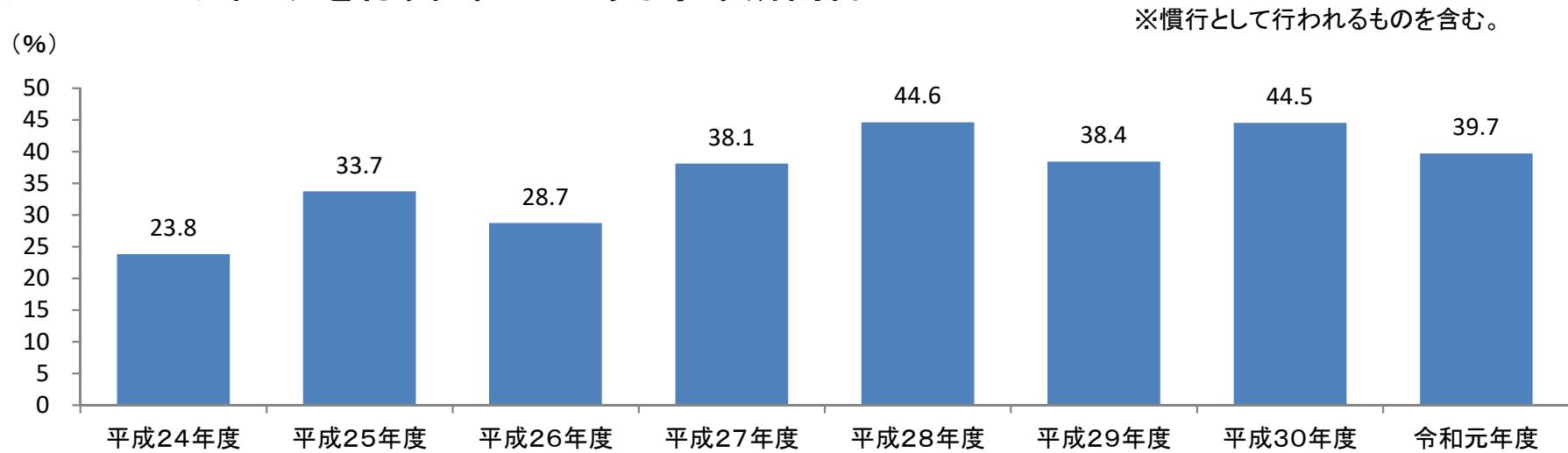
◆**組織の課題への対応**

- ・人材の定着
- ・組織の活性化
- ・生産性の向上

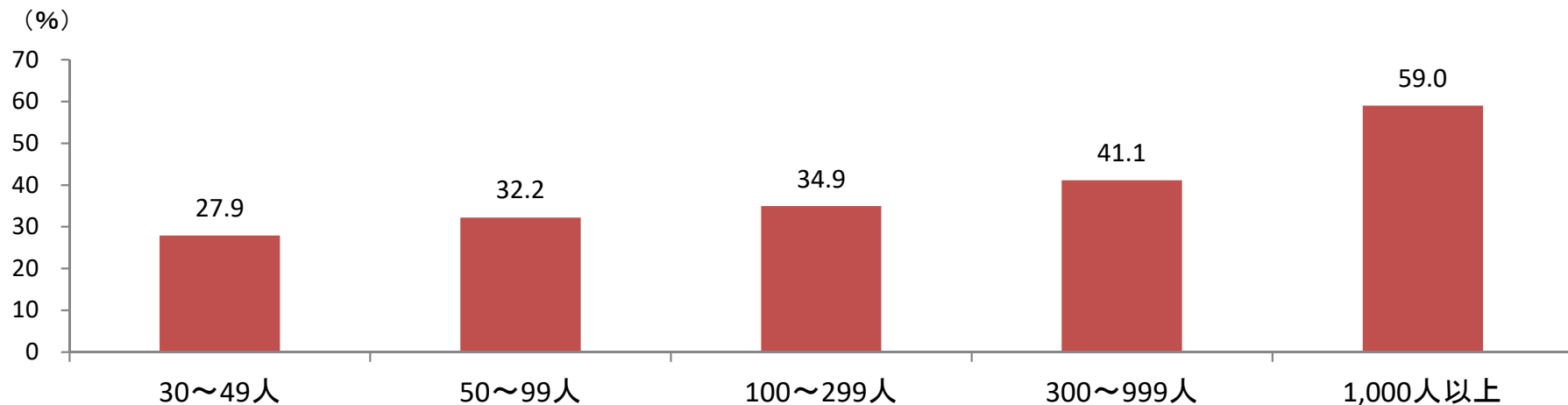
企業におけるキャリアコンサルティングの導入状況①

- 4割程度の企業がなんらかキャリアコンサルティングを行う仕組みを導入。
- 導入状況を企業規模別に見ると、1,000人以上企業で6割程度。300人未満企業は4割を下回る。

○キャリアコンサルティングを行う仕組みがある事業所割合



○企業規模別

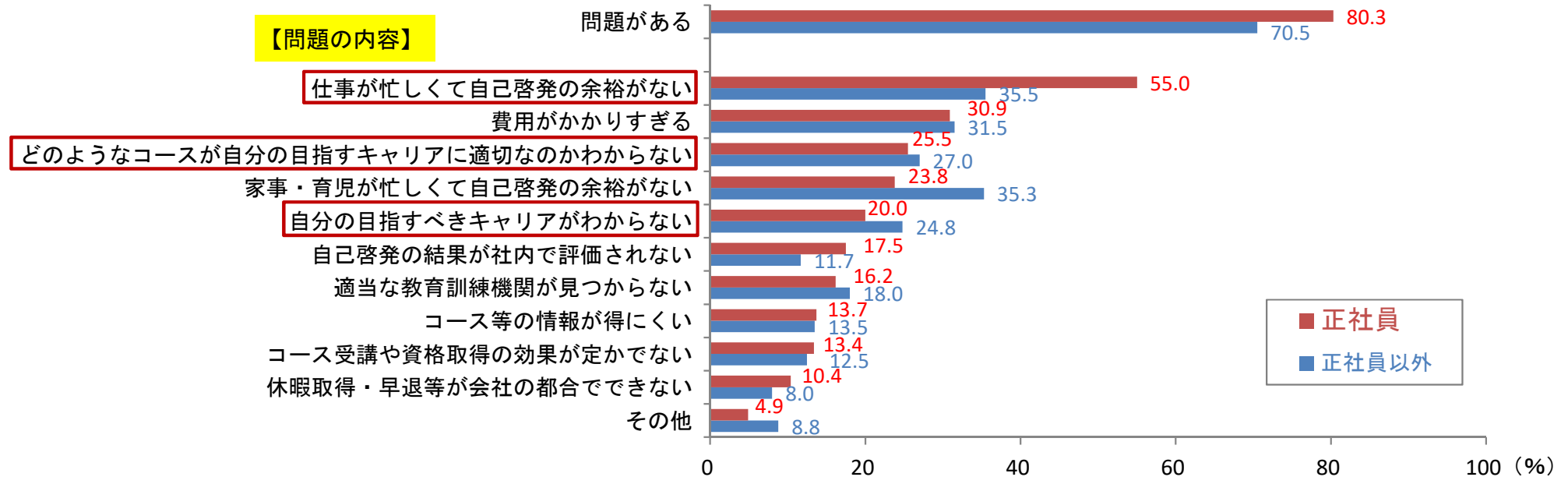


企業におけるキャリアコンサルティングの導入状況②

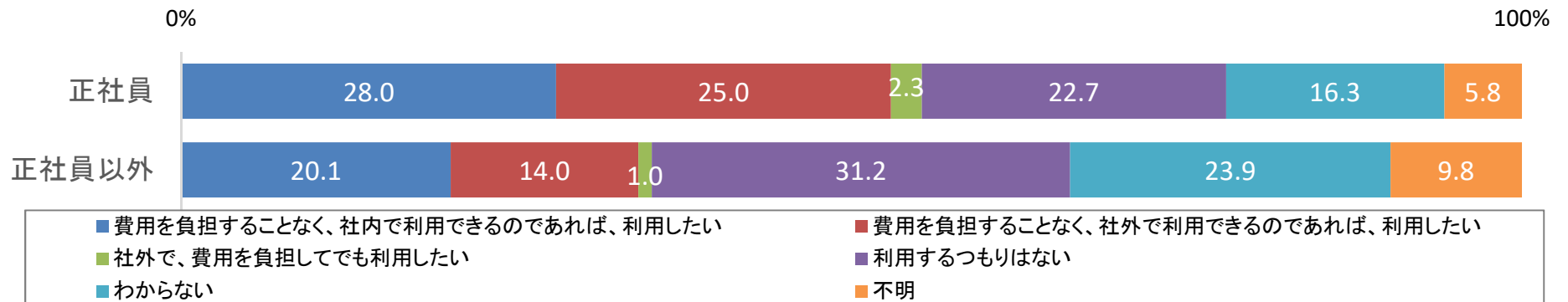
【個人調査】

- 労働者の多くが自己啓発(能力開発)に問題があるとしている(正社員80.3%、正社員以外70.5%)。
- 正社員については、費用負担がなければキャリアコンサルティングによる相談を利用したいという割合が50%を超えている。

○自己啓発に問題があるとした労働者の問題点(複数回答)



○キャリアコンサルタントによる相談の利用の要望



生産性向上人材育成支援センターにおける中小企業等の人材育成を支援する取組

人手不足の深刻化や技術革新の進展の中で、中小企業等が事業展開を図るためには、従業員を育成するとともに、企業が生み出す付加価値（労働生産性）を高めていくことが必要となっています。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、全国87か所のポリテクセンター等に「生産性向上人材育成支援センター」を設置し、企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

支援の流れ

1. 人材育成に関する相談

担当者が企業を訪問して人材育成に関する課題や方策等を整理

2. 人材育成プランの提案

課題等に合わせて以下のメニューの中から最適なプランを提案

3. 職業訓練の実施

企業の人材育成プランに応じて職業訓練の実施や指導員を派遣

高度な技能・技術の習得を支援 （在職者訓練）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。

- 訓練日数
概ね2～5日（12～30時間）
- 受講料（1人あたり平均）
13,000円程度

○主な訓練分野

- 【機械系】
 - ・機械設計
 - ・機械加工
 - ・溶接加工
- 【電気・電子系】
 - ・電子回路設計
 - ・電気設備保全
- 【IoT技術の活用】
- 【居住系】
 - ・建築設計
 - ・建築製図
 - ・施工管理



生産性向上に必要な知識等の習得を支援 （生産性向上支援訓練）

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoT、クラウドの活用”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

- 訓練日数
概ね1～5日（6～30時間）
- 受講料（1人あたり）
3,240円～6,480円

○主な訓練分野

- 【生産・業務プロセスの改善】
 - ・生産管理
 - ・品質管理
 - ・流通・物流
- ・IoT活用によるビジネス展開
- ・クラウド活用入門
- 【横断的課題】
 - ・組織マネジメント
 - 【売上増加】
 - ・マーケティング



IT理解・活用力の習得を支援 （IT活用力セミナー）

第4次産業革命による技術革新に対応するために、中小企業や製造現場等で働く人を対象としたITの活用や情報セキュリティなどのIT理解・活用力習得のための訓練コースを、民間機関等を活用して実施します。

- 訓練日数
概ね0.5～3日（3～18時間）
- 受講料（1人あたり）
2,160円～5,400円

○主な訓練分野

- 【IT理解】
 - ・新技術動向
 - ・業務のIT化 等
- 【ITスキル・活用】
 - ・表計算
 - ・文書作成
 - ・ホームページ 等
- 【IT倫理】
 - ・コンプライアンス
 - ・情報セキュリティ



職業訓練指導員の派遣 施設・設備の貸出

「研修したいが講師がない」「研修したいが機械を止められない」「研修場所がない」といった企業の要望に応じて、機構の職業訓練指導員（テクノインストラクター）を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の機構施設・設備（会議室、実習場及び訓練用設備・機器）の貸出しを行っています。



J E E Dホームページ
生産性センターの支援メニューを紹介しています

人材開発支援助成金

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

| 支給対象となる訓練 | 対象 | 助成内容 | 助成率・助成額 注：()内は中小企業事業主以外 | |
|-------------------|-----------------|---|---|---|
| | | | | 生産性要件を満たす場合 |
| 特定訓練コース | ・事業主 ・事業主団体等 | ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇成型訓練(※1) について助成 | OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇成型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人 | OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇成型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人 |
| 一般訓練コース | ・事業主 ・事業主団体等 | ・他の訓練コース以外の訓練 について助成 | OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人 | OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人 |
| 特別育成訓練コース (※3) | ・事業主 | ・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成 | OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人 | OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人 |
| 教育訓練休暇付与コース | ・事業主 | ・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成 | 定額助成：30万円 経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人 | 定額助成：36万円 経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人 |

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇成型訓練

※2 ・雇成型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・通信制(eラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

| | 専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象> | 特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) <特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象> | 一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象> |
|--------------------------|---|--|---|
| 給付内容 | ○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。 | ○ 受講費用の 40% (上限 20万円) を受講修了後に支給。 | ○ 受講費用の 20% (上限 10万円) を受講修了後に支給。 |
| 支給要件 | 在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上) | + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上) | + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上) |
| 対象講座数 | 2,500講座 (2020年10月時点) 累計新規指定講座数 3,853講座 <small>※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数</small> | 406講座 (2020年10月時点) | 11,237講座 (2020年4月時点) |
| 受給者数 | 23,251人 (2019年度実績) / 71,442人 (制度開始~2019年度) <small>※いずれも初回受給者数。速報値</small> | 126人 (2019年度実績) ※速報値 | 90,776人 (2019年度実績) ※速報値 |
| 対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの) | <p>次の①~⑦の類型のいずれかに該当し (【 】内は講座期間・時間要件) かつ、類型ごとの講座レベル要件 を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 <small>受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</small> <small>(看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む※5)】</small></p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)<small>5</small>。就職・在職率の実績が一定以上 <small>(商業実務、経理・簿記等) 【2年(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】</small></p> <p>③ 専門職大学院 (MBA等) <small>【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】</small> 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程等)<small>※1</small> <small>【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】</small> 就職・在職率 (正社員等) 又は 就職・在職率及び定員充足率の実績が一定以上</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>(情報処理安全確保支援士等)<small>※2</small></small> <small>【時間が120時間以上、ITSSLレベル相当4以上のものに限り3年以内】かつ期間が2年以内】</small> 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 <small>【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】</small> 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程<small>※3</small> <small>【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】</small> 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>※1: 2016年4月から適用 ※2: 2016年10月から適用 ※3: 2017年10月から適用 ※4: 2018年4月から適用 ※5: 2019年4月から適用</small> </div> | <p>次の①~③の類型のいずれかに該当しかつ、類型ごとの講座レベル要件 を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程(※)又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 <small>(介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む) ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</small> 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>② 情報通信技術に関する資格のうちITSSL2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 <small>(120時間未満のITSSLレベル3を含む) ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。</small> 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>③ 短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム <small>※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。</small> 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内 | <p>次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学制：期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3ヶ月以上1年以内 <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (同行援助従事者研修等) ○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士、司法書士等) ○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係 (簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係 (技能検定等) ○ その他 (大学院修士課程等) |